

私的所有の発展とアジア的生産様式の崩壊過程

アジア的生産様式に関する理論的研究 (四)

杉野 園 明

目 次

- 一. 問題提起
- 二. 生産様式の基本的規定
- 三. 生産力の発展と所有
(以上「アジア的生産様式に関する一試論」, 九州大学『産業労働研究所報』, 第44号所収, 昭和43年)
- 四. 所有概念の成立と発展
- 五. 共同体的所有の私的所有への転化
(以上「所有形態の転化法則について」, 九州大学『経済学研究』, 第35巻第1・2号所収, 昭和44年)
- 六. 私的所有と国家の形成
- 七. アジア的生産様式の基本的構造
(以上「アジア的生産様式の基本的構造について」, 『立命館経済学』, 第23巻第2号, 昭和49年)
- 八. 私的所有の発展とアジア的生産様式の崩壊過程
(本稿)
- 九. アジア的生産様式にかんする諸見解とその批判

はじめに

本稿は、アジア的生産様式がどのようにして崩壊し、歴史の発展法則にもとづいて奴隷制生産様式に移行していくのかということの問題にしたい。あらかじめ注意しておきたいのは、私がここであえて「アジア的生産様式」という用語を用いたのは、特別な理由があつてのことである。それは、階級社会の発生史に関する諸見解とその理論的批判を鋭く意識しているからである。つまり、

私的所有，階級，国家の発生にかんする諸研究は，「アジアの生産様式」論争をつうじて展開されてきたという学界の事情をふまえながらも，なおそれらの理論的解明は不十分なままに留まっているという状況を念頭においているからである。ここで私が「アジア的生産様式」と呼んでいるのは，アジア地域に特殊化した生産様式ではない。それは「貢納制生産様式」という歴史的発展段階において独自の位置を占める生産様式である。このことを最初に断っておきたい。いわば，人類社会の歴史的発展過程は原始共同社会から奴隷制社会へと直接的に移行するのではなく，その中間に貢納制社会を経過するということが歴史発展の一般的な法則であると考えているのである。その理由は以下の通りである。

まず第一に，整一体である原始共同体，あるいは種族共同体が生産力の発展によってなぜ崩壊するのかということを論理的に明らかにする必要があること。そして，原始共同体が崩壊した場合，次に登場してくる生産様式は奴隷制社会とは全くことなる社会構造であるということである。

第二に，私的所有の発生については，従来の諸学説のように，「時間の経過」によって説明するのは，なんら科学的ではないということである。つまり，整一体的な共同体において，生産力の発展と生産関係の矛盾として論理的に明らかにすることが，これまでは論理的に解明されていないのである。

第三に，国家および階級の発生についても，剰余生産物の出現と私的所有の展開による分配関係の変化，さらには直接的な生産関係の変化という視点から，理論的に明らかにされることがなかったということである。

第四に，貢納制社会（アジア的生産様式）を，いわゆるマルクスの言う「総体的奴隷制」と同じと理解する場合においても，従来の諸学説では，「奴隷制」という表現に囚われ，その内部的な社会構造を論理的に解明せず，結果的に，「総体的奴隷制」が奴隷制社会の経済的社会構成と基本的に異なるという点を見過ごしてきたということである。

以上のような問題を理論的に考察した場合，原始共同体が崩壊して，奴隷制社会へそのまま移行したというのでは，どうしても理論的矛盾や論理的飛躍が

多く、どうしても「貢納制社会」という独自の生産様式を媒介させる必要があるというのが私の見解である。これらの諸論点については、これまでに論理的に展開してきているので、本稿においては、生産力の発展が、どのようにして「総体的奴隷制」といわれている貢納制社会を崩壊させていったのか。つまり「総体的奴隷制」社会（貢納制社会，アジア的生产様式）から奴隷制社会一般への移行過程を論理的に明らかにしたものである。

八．私的所有の発展とアジア的生产様式の崩壊

（一）問題提起

これまでに展開してきたように、アジア的生产様式（正確には貢納制社会）は人類社会の発展史において一定の位置を占めることが論理的に明らかにされた。だが、この貢納制社会を生成させてきた条件は、やがてこの貢納制社会を崩壊させていく条件へと転化し、貢納制社会は生産力の発達によって、次の新しい生産様式である奴隷制社会へと移行するのである。以下では、この過程を論理的に明らかにしていきたい。

アジア的生产様式（貢納制社会）の基本的構造は、「共同体的所有を一方で残しながら、その上位組織である種族協議会の恒常化という新しい社会関係（上位共同体）の発生、その中から生まれた唯一者とその唯一者による全共同体の備蓄にたいする私的処分権の発生、ひいてはこの唯一者による各氏族共同体の作業内容や土地処分にたいする支配命令権や各氏族共同体の労働生産力にみあった土地配分権の発生、結果として唯一者にたいする奉納¹⁾の貢納への転化、共同体的備蓄機構の私的収奪機構への転化、国家の発生¹⁾」という歴史的経過をたどりながら成立したものである。したがって、「この社会関係の物質的基礎をなすものは、共同体的備蓄制（奉納）が質的に転化を遂げた私的貢納制という収奪機構²⁾である。」

ところで、この社会の再生産構造についても言及しておく必要がある。

この貢納制社会においては、剰余生産物の各共同体が唯一者に貢納し、唯一者はこの貢納された生産物を各共同体の必要におうじて各共同体へ還元（供与）するということであった。当然のことであるが、各共同体によって貢納された生産物の量と還元されてくる生産物の量とは同じではない。つまり唯一者とその側近集団が所持し、管理し、支配し、消費する量が、その差となって現れてくるからである。

この唯一者の側近集団の中には、唯一者の家族や近衛兵（多くの場合、唯一者の出身である共同体構成員）も含まれるのであるが、より重要な位置を占めるのは、上位共同体の構成員である各共同体の首長（代表者）である。そしてこの首長は自己の属する共同体の貢納物と自己の共同体へ還元される供与物を管理するのである。もとより、これらの首長の間でも、上位共同体へ貢納する生産物量には差異があり、したがって首長の間にも一定の力関係に差異が生じている。

ここで重要なことは、これらの首長が、歴史の発展とともに、上位共同体に属しているという社会的な地位にあることによって、唯一者への貢納物および唯一者からの供与物を単に管理することから、私的に処分しうつ可能性が生じてくるということである。問題は、この可能性がいかにして現実性へと転化していくのかという点を解明することである。

唯一者、それをやや具体化して、以後は「大君」と呼ぶことにしたい。その理由は、唯一者はフラトリー（戦時における臨時的な種族共同体）の長であり、農耕が一般的な生産形態になってからは平時においても存在する上位共同体の長であった。その場合は、この唯一者が存立する基盤はあくまでも自らが所属する氏族共同体であった。しかしながら、この唯一者が上位共同体への貢納物（共同体の備蓄と同時に神への奉納物の転化形態でもあった）を私的に処分するようになると、もはや抽象的な唯一者では、この唯一者をめぐる支配・被支配という関係、つまり「奉納」から「貢納」へと経済関係を曖昧にすることになるからである。つまり唯一者は、貢納物を私的に処分することができることによって、「大君」へと転化するのである。

さて、この大君が貢納物を私的に処分することができるというのは、一定の社会的関係の中で、自らが管理している共同団体全体の物質的財貨を自由に（排他的に）処分できるということである。問題は、この一定の社会的関係そのものにあるのだが、この関係がひとたび社会の中に定着すると、これが今度は共同団体の中で、さらにはそれぞれの共同体における社会的関係として浸透していく可能性が生じてくるのである。かかる関係がただ上位共同体においてだけでなく、全共同体の中に拡がってくるということは、私的所有が唯一者（大君）だけに限定された関係ではなくなり、全社会的な関係として拡大されることになる。つまり生産手段の私的所有が全社会的になれば、これはもう唯一者（大君）だけが生産手段を私的に所有しているという社会構成とは全く別な生産様式、全く別な経済的社会構成体へと転化したことになる。したがって問題は、唯一者だけが私的所有を認められている生産様式から共同体の長についても私的所有が認められるような生産様式への移行過程を論理的に解明することになる。言い換えれば、これがアジア的生産様式の崩壊過程の実質的内容をなすものである。

（二）貢納制生産様式の崩壊過程を考察する方法について

アジア的生産様式、正確には貢納制社会がどのように崩壊過程にいったかについては、次のように考えてみる事が可能である。

つまり、貢納制社会においては、唯一者が各共同体によって貢納された生産物を管理していたが、その管理業務は共同団体全体の利益となる限りにおいては問題はなかった。しかし、唯一者が大君となり、この貢納物を私的に処分するようになると、その処分内容の如何によっては、各共同体の利益と矛盾するようになる。つまり大君を貢納物を私的に処分するのであるが、それは主として大君とその家族、近衛兵による消費であった。もとより「神」に対する奉納は形式的にも「祭祀」という形態で残されているにしても、物質的な量そのものとしては問題にならないし、またそうした奉納物も結局のところは大君によって私的に処分される性格のものなのである。

こうした大君による私的な処分、私的な形態での消費は社会的必要と欲望の増大（これ自体が生産力の発達や交易の発展に照応したものであることは論をまたない）とともに増加していくのであるが、その増大のために、各共同体へ還元される（神からの恩賜、供与という形態をとる）はずの給養品は質量的にみて大きく減少するという結果をもたらす。

各共同体にとってみれば、上位の共同体への貢納物は本来戦時の備蓄物であったし、それがやがて神への奉納物へ転化し、実質的には飢饉などの際における備蓄となった。しかし、それが大君によって私的に処理され、各共同体への還元が減少することになれば、各共同体と上位共同体とのあいだに対立が生ずる。従って、ここに下位共同体と上位共同体との対立と矛盾が生じ、場合によっては下位共同体による上位共同体への貢納は拒否され、廃絶されていくことになる。かくして、共同団体を構成していた各共同体が経済的に独立していき、統一体としてはともかく、整一体としての貢納制生産様式が崩壊する。これがアジア的生産様式の崩壊を説明する一つの論理である。

ところで、この崩壊に関する論理は、次のような難点をもっている。まず第一に、大君の消費量が増大が整一体としての共同団体全体の利益に結びつく限りにおいては、問題にならないということである。例えば、他の種族共同体との闘争において、全体の備蓄物を保守する場合などがそれである。

第二に、この論理は上位共同体の長とみなされている大君の消費が生産力の発達にみあった欲望に規定されているという以上、大君の消費量は各共同体にとって負担となるものではない。つまり、大君による消費量の増大は各共同体の生産力の増大によって補填できる範囲に限定されているということ、つまり大君による消費量の増大といっても、その増大の程度を限定することが、共同団体内部の協議において可能だからである。しかも見落としてはならないことは、貢納物はもともと余剰生産物であったということである。つまり、生産物余剰の増大にみあった大君の消費量の増大は各共同体にとって負担にならないということである。

以上、二つの理由によって、大君の消費量の増大が各共同体の生産量と矛盾

して、貢納制生産様式が崩壊していくという論理は成立しがたいのである。

では、貢納制生産様式が崩壊していく基本的な矛盾をどこに求めるべきであろうか。それは、共同体的所有という生産関係を整一体社会の基礎としながらも、同時に大君が共同団体全体を私的に所有しているという貢納制生産様式そのものの矛盾に求めなければならない。しかも、貢納制生産様式がもっている社会関係の二重構造を形式的に対立させるのではなく、生産力の発達という契機を導入すると同時に、それに関連する経済的諸関係の展開を考察しなければならない。つまり生産力の発達とともに、この生産様式が内包している共同体的所有と私的所有とが、その再生産構造においてどのように関連しながら、同時にまた相互に対立しあう中で、この矛盾がどのように展開していくのかということを明らかにしなければならない。そうすることによって、貢納制生産様式（アジア的生産様式）が崩壊していく過程を論理的に解明できることになるのである。

問題意識をより鮮明にするために、これまでの論理展開を想起しながら、貢納制生産様式の崩壊過程を具体的に考察する場合に必要な検討項目を社会経済的な関係視点から整理しておこう。

狩猟・採取という原始的な生産形態から、農耕および牧畜という生産形態への移行が、生産物剰余をもたらすことを可能にし、かつ戦時的臨時的種族共同団体の組織（フラトリー）を平時においても恒常化させることになり、そしてこれらの生産形態における技術の発達は生産力をたかめ、それだけ生産物剰余を増大させる。こうして上位共同体が、したがって唯一者（大君）が存立する物質的基盤を形成することになったのである。さらに唯一者（大君）が神と同一化することによって、この剰余生産物を絶対的排他性をもって処分できるということが私的所有の端緒形態であった。換言すれば、唯一者はかかる剰余生産物をその存立の物質的基盤にすることによって、一つの階級を構成するようになったのであり、さらに、この剰余生産物を外敵から守るために恒常的な私兵をおいたことが近衛兵の発生であり、外へ向けての国家の形成であったわけである。もとより、この国家が「外へ向けての」国家でしかなく、整一体として

の共同体を抑圧し、収奪する「内にむけての」国家としてはまだ未発達であったのである。

したがって、アジア的生産様式の崩壊過程を論理的に検討する場合には、以下のことを明らかにしなければならないということになる。

まず第一に、唯一者（大君）が動産だけでなく不動産をも私的に所有するようになるという過程、第二に、唯一者だけに限定された私的所有ではなく、各共同体の長についても私的な所有が認められるような生産様式への移行であるという過程、従って、唯一者だけが支配階級を構成するのではなく、共同体の長をも含んだ支配階級の構成へと発展するという過程、そして第三に、国家については単に外へ向けての国家から、内外にらけて権力（暴力）を行使するような国家への発展という過程である。以下の諸節では、こうした社会経済的な諸関係の発展がどのようにして行われるのかという過程を具体的に明らかにしていきたい。

（三） 貢納制生産様式の具体的な崩壊過程 その一

貢納制社会（アジア的生産様式）の崩壊過程を論理的に展開するには二つの方法が考えられる。その一つは、整一体ではあるが、この生産様式を構成している各共同体における生産力の発達度の差異から生ずる諸矛盾を基軸にしながらか展開していく方法であり、もう一つは共同体相互間の交易関係がこの共同体を構成している各共同体へ及ぼす諸矛盾を基軸としながらか展開していく方法である。前者を仮に「下からの道」、後者を「上からの道」と名付けておこう。いずれの方法が正しいかという二者択一的な結論は差し置いて、ここでは、結果的にどうであろうとも、その展開過程はあくまでも私的所有と生産手段との関連を基軸として展開されなければならないということを強調しておきたい。

さて、われわれは貢納制生産様式の崩壊過程を具体的に論じる段階にきたのであるが、上記にあげた二つの方法のいずれから展開していくべきかについては問題のあるところである。しかしながら、この段階では、いずれの方法が科学的であるかという検討ができないので、差し当たり、「下の道」から論じて

みることにしよう。

すでに論述しておいたように、上位共同体の存立基盤は各共同体からの剰余生産物の貢納であった。従って、各共同体は自らが生産した生産物の剰余を上位共同体へ貢納するという関係が成立していた。この関係は当初的には上位共同体への、従ってその長であり、神と一体化した唯一者への奉納であり、それは各共同体の存続にとっても備蓄物として必要不可欠のものであった。

そしてこの上位共同体が臨時的なものでなく、恒常的な存在となることによって、この上位共同体の存続基盤としての剰余生産物の奉納が恒常化してくる。初期の段階においては、剰余生産物の処理については各共同体の長（代表者）が協議して決定していた。貢納された剰余生産物は、共同団体の備蓄という、それ本来の性格をもちつつも、同時に上位共同体が存立する物質的基盤としての役割を果たしていたのである。

だが、唯一者（神と人間の統一的存在）によって、これらの剰余生産物がもたらされるという事実（農耕によるものであろうと、戦争での戦利品であらうと、生産として同じように現象する）によって、この剰余生産物は、大君の個別的な判断によって処理されるようになる。したがって種族協議会という個別共同体の上位に位置していた上位共同体としての組織は次第に機能しなくなり、消滅していく過程をたどる。もはや、自らの備蓄用という性格はなくなり、いまや単なる神（共同団体全体に影響力をもった神）に対する奉納という性格だけが形式的に残る。それが唯一者によって社会的にかつ排他的に処分されることによって、それは剰余生産物の貢納へと転化していったのである。

そして、この剰余生産物の貢納なくしては、唯一者および唯一者の取り巻き集団が経済的に存立しえなくなる。このことは、貢納を恒常化させることが、唯一者およびその取り巻き集団（唯一者と同じ氏族共同体員より構成される）の仕事となる。かくして、唯一者による収奪が社会的に強制されるようになり、各共同体成員はこの唯一者によって総体的な奴隷へと位置づけられることになるのである。唯一者の存在が恒常化することによって、貢納も恒常化する。そして、これが貢納制社会の基本的な構造であった。

問題は唯一者に対する貢納の恒常化と唯一者（大君）による排他的（私的）処分の恒常化という関係の成立が各共同体の利益と矛盾するにいたるということである。そして、この矛盾は、この生産様式の確立と同時に生じてくる必然性をもっているのである。つまり、貢納するのは各共同体の余剰生産物であった。生産力の発展が余剰生産物を増大させ、それが恒常化した貢納の量に即応している場合は問題がない。しかしながら、いかに農耕が計画的な生産形態であるとはいえ、天災などの不慮が生じた場合、全ての、あるいは一部の共同体は余剰生産物を貢納できなくなる。ある場合には、その年における生活資料そのものが個別共同体で不足する場合も生じるであろう。このような場合には、整一体としての共同団体であれば、備蓄物として貢納されている他の共同体の余剰生産物を個別共同体へ還元するという処理が可能である。

だが、貢納物が大君によって私的に処分されるようになると、共同団体の備蓄としての性格が臨戦時を除いては全く希薄になり、個別共同体に対する救済的な還元は不可能になってくる。その第一の理由は、大君に余剰生産物が貢納された以上、それは大君の私的な所有物であって、個別的な共同体へそれを還元するか否かは大君の私的な判断によることになるからである。しかも、大君から個別共同体へ余剰生産物を還元することは、もはや恩賜でも、また供与でもなくなり、それは個別共同体にたいする「貸与」になってくる。この「貸与」に対しては、当然「返済」が義務化される。つまり、「債権」と「債務」という経済関係の歴史がここにはじまるのである。

それと同時に、もはや共同団体の備蓄としての「貢納」の意味が消滅する。つまり、個別共同体にとってみれば、貢納はみずからを含む共同団体の備蓄であったにもかかわらず、不慮の災難が生じた場合にその役割を果たさなくなるからである。個別共同体にとっては、もはや貢納は収奪そのものであり、従って貢納という経済関係そのものが一つの社会的な矛盾関係になってくるのである。

こうして、大君と各共同体との間に種々の矛盾が惹起してくる。そのうちで、最も大きな矛盾は、貢納をめぐる大君と個別共同体との間での矛盾である。つ

まり、大君にとっては、従来通りに貢納を各共同体に義務化しかつ強制しなければ、自らの存立基盤がなくなってしまう。逆に、個別共同体にとってみれば事態は全く逆のこととなる。即ち、余剰生産物を大君に貢納することは、共同体に共通する神への奉納物としての意義をなお残しながらも、それが個別共同体にとっての備蓄の役割を果たさなくなれば、もはやそれは単なる収奪でしかないからである。

かくして、個別共同体は大君に対して貢納する余剰生産物の量を削減しようとし、できれば、これを拒否しようとする。かかる事態にたいして、大君は近衛兵を動員して、各個別共同体より余剰生産物を収奪しようとする。すなわち「内へむけての」国家権力が発動される。還元すれば、かかる事態にあって、はじめて「内外にむけた」支配・収奪構造をもった国家が成立するのである。

問題はさらに展開する。これまでは、個々の共同体における物質的生産力の差異については無視してきた。しかしながら、いまや個々の共同体における物質的生産力の差異とそれによって生じてくる経済関係が問題となってくるのである。

その第一は、大君に対して貢納する余剰生産物の量に関する問題である。上位共同体に対して余剰生産物を貢納していた場合には、その場所的位置の問題は捨象するにしても、余剰生産物の全てかあるいはその一部が貢納されていた。だが、この余剰生産物を大君が排他的に、つまり私的に処分するようになると、個々の共同体が貢納する余剰生産物の量については、大君と個別共同体の間で一定の取り決めがなされる。このことは、次の理由によるものである。

大君にとってみれば、その物質的基盤を定量的なものとして確定しておくことが、大君の存立を永続させる保証になるからであり、また個々の共同体にとってみれば、貢納する量が一定であれば、余剰生産物の中から、この一定量を差し引いた分だけが個別共同体の「備蓄」になるからである。

このことは貢納制が制度として確立する過程でもあるが、貢納制生産様式が確立する根底でもあった。

このように個々の共同体によって大君にたいして貢納する量が異なってくる

となると、個々の共同体の間での力関係に差異が生じてくる。このことは、まだ種族共同団体という上位の共同体が存在していた場合でもあてはまることである。特に、他の種族共同団体との戦闘関係においては、軍需品（基本的には、余剰生産物から構成される）が調達されるのであるが、その場合には、個別共同体の生産力の差異が軍需品調達量の差異として、また戦闘員の動員数の差異として大きく現れてくるであろう。戦闘の結果として生み出される戦利品の分配も、この戦闘における各共同体の力関係が大きく作用することは当然のことである。その結果、同じ共同団体においても、各共同体の経済的な力はますます異なってくるであろう。

いまや個々の共同体における物質的生产力の差異が、この貢納制生産様式の中で、どのような矛盾を惹起するかということが問題となる。最も典型的にあらわれる矛盾は、余剰生産物の貢納において、これを定期的な、つまり収穫時に、個別的に設定された余剰生産物量を容易に貢納でき、余剰生産物を追加的に備蓄できる共同体と、剰余生産物を貢納することはもとより自己の共同体を維持することが不可能になっていくような共同体とのあいだに生ずる差の問題であろう。種族協議会などのような上位の共同団体が構成されている整一体の段階では、それは社会関係として問題になることはなかった。大君が、貢納物にたいして私的に処分することができるようになり、個別共同体による貢納量が一定のものに確定されることによって、共同団体間における相互扶助といった関係は消滅する。共同団体の整一的な関係が緩みはじめる。個別共同体は、それ独自の生産手段（主として土地）を占有し、その生産性を高め、みずからも備蓄をもった自立的な存在へと転化しはじめる。

だが、共同団体を構成している全ての共同体がこのように自立的な経済構造をもちうるとは限らない。個別共同体の中には、共同団体で定められた貢納ができなくなる共同体も現れてくる。そこでは、大君と貢納不能な共同体との矛盾関係が極めて尖鋭な形で現れてくる。

この問題について若干の検討をしておこう。

貢納制生産様式が成立したその最初期の段階であれば、上位共同団体として

の種族協議会において相互扶助な措置がとられたであろう。あるいは、剰余生産物の貢納を免除されたであろう。しかし、その貢納を確保することが大君の存立基盤となってしまった以上、個別共同体が定められた生産物（もはやそれが剰余生産物であるかどうかは問題ではなくなる）を貢納できなかった場合には、その貢納すべき一定量は、大君にたいする「債務」へと転化するであろう。しかも、個別の共同体が独立的な性格をもち始め、かつ大君からの贈与（供与）が無くなっていくのであるから、もし何らかの理由で、個別の共同体における生産が異常に少なかった場合には、この共同体の構成員は生活できなくなり、共同体そのものの再生産を不可能とするであろう。したがって、このような場合は、大君からの「借りだし」が必要となってくる。つまり、単に貢納不能による「債務」の第一形態とは区別されるものとして、「債務」の第二形態が発生するのである。

したがって、問題は、大君に対する債務を、それが第一形態であれ、第二形態であれ、個別共同体がどのようにして返済するかにある。もし、翌年にでも、この返済が可能であれば、それは大きな問題にならないであろう。しかしながら、この債務が累積化していくことにでもなれば、問題は極めて深刻になり、社会経済関係においても新しい展開がみられるであろう。なぜなら、この問題は単に債務を負った個別共同体の問題だけに留まらず、大君の存立基盤を、したがってこの貢納制生産様式そのものを脅かすことになるからである。

債務的な共同体が発生するという問題は、この程度にとどめておき、次には余剰生産物を貢納したのち、さらに個別共同体の内部においても備蓄が可能となるような共同体の問題に移ることにしよう。

個別共同体の中では、大君に貢献すべき剰余生産物の量を越えて自らの共同体内部において備蓄できる共同体も出現してくる。そして、大君への貢納量が定められている場合には、物質的生産力の発達によって、こうした共同体が次々と出現してくるのが一般的であると言えよう。その場合には、古代的イデオロギーとして形成されている氏族の守護神によって、かかる収穫がもたらされたということ、したがって種族共同団体の共通神でかつ最高神（農耕神としては

太陽神である場合が一般的であるが)による恩恵から、氏族神による恩恵という意識が復活してくる。それは、農耕的収穫が自らの手によるものであり、かつ大君からの反対給付がないという物質的な諸関係を反映した意識形態である。ここに、唯一絶対でかつ統一的な共同団体の守護神と氏族の守護神とが対立してくる。それはまた現実における大君と「有力な共同体」との間において、社会経済的な対立関係が生じてきたことを反映したものにはかならない。

ここで「有力な共同体」というのは、共同体成員の数、共同体が支配する耕地面積の大きさ、家畜の数、みれらに規定された潜在的兵力の数において優れている共同体のことを意味するものである。かくして、生産諸力の発達とともに、この有力なる共同体は、貢納の割り当て量をめぐって、次第に大君との対立を深めることになる。

だが、より一層重要な問題は、私的所有の拡大にともなう経済関係の変化である。

これまで、大君が共同団体の全体をいわば総体的に所有し、各共同体成員は「総体として」奴隷であった。共同団体の司祭権や交戦権、あるいは各共同体の耕作地、家畜類、戦勝後における捕虜の処遇、さらには貢納物の割り当てとその処分については、すべて唯一者（のちには大君）が絶対的な存在として、自由に処分する権利をもっていた。換言すれば、唯一者（大君）だけに私的所有は限定されていたのである。それが貢納制社会（アジア的生産様式）の基本的構造をなすものであった。

だが、個別共同体における余剰生産物の処分について、有力な共同体が、大君の権力を排除して自由にできるということは、個別共同体の中にかかる社会的行為を現実化するような社会関係が成立してくることを意味する。このことは同時に、個別共同体が、耕作地をはじめ居住地や日常生活用地について、相対的に他の共同体とは区別された範囲において独自に支配・管理することができるようになることを意味する。つまり地域的な境界ができあがってくるのである。もっとも共同体間で境界ができたとしても、それがそのまま個別共同体の所有地へと転化することにはならない。私的所有はまだ個別共同体の中まで

は及んでおらず、そうなるためには、総体としての共同体という社会関係の崩壊がさらに進まなければならない。

以上に述べてきたことは、個別共同体における生産力の発達、貢納制において一定量の剰余生産物を貢納するという枠を乗り越えて、個別共同体の内部に剰余生産物が生じてくるような生産力の一定の発達段階を前提としている。そしてこの前提をふまえながら、このような「有力な」共同体は、唯一絶対的な存在であった大君からの束縛を離れ、大君への貢納物については問題を残しながらも、それ以外の剰余生産物をはじめ、共同体内部における耕地や戦時勝利品などの配分についても、大君の干渉を排除しつつ、独自の処分をすることが可能となってくる。このようにして、総体としての種族共同体から、個別の共同体が独自の活動を展開するようになり、剰余生産物をはじめ、不動産なども含めて自由な処分権が、つまり私的所有の概念が個別共同体の段階にまで拡大していくのである。もし、そのようになれば、私的所有が大君だけに留まっていた貢納制社会の段階から、私的所有がさらに社会的に展開された生産様式へと転化する可能性をもっているのである。ここに、貢納制社会（アジア的生产様式）が崩壊していく「下からの道」の論理をみることができるのである。

(四) 貢納制社会アジア的生产様式の具体的な崩壊過程 その二

われわれは、これまで貢納制社会が崩壊する「下からの道」について考察してきた。次に、貢納制社会が崩壊していく「上からの道」について論じることにしよう。

すでに見てきたように、問題の出発点は、貢納制社会の基本的構造がもっている矛盾がどのようなものであり、その矛盾が生産力の発達によってどのように展開していくのかということであった。

ところで、貢納制社会が存立する根本的な前提は次のようなものである。すなわち貢納制社会では、整一体としての共同体の長である大君に対して、これを構成する個別の共同体が剰余生産物を貢納するということ、そして、この

剰余生産物は唯一者（あるいは大君）によって排他的に処分するということがある。

しかしながら、生産諸力の発達によって、各共同体から貢納される余剰生産物が増大してくる。それは、形式的にせよ共同体のための備蓄分だけでなく、この大君とその近衛兵（書記や倉庫管理人なども含む）の年間消費量を遙かに越えるものとなってくる。

共同体のための備蓄としても、腐敗するような食糧品だけの備蓄ではなく、物理的にみて比較的保管し易い物品、すなわち金・銀・翡翠・瑪瑙・珊瑚・綾錦などの衣料などが備蓄の対象になってくる。だが、このような物品がある特定の貢納制社会で産出・生産されるとは限らない。それと同時に、過剰になってきた余剰生産物の保存・処分は大君の私的な業務となってくる。

われわれはすでに、その他の共同体あるいは共同体相互間において交易関係（交換関係）を生み出す可能性およびその現実性についても検討してきた。その具体的な従事者は別としても、その実質的な関係を取り結ぶ者は唯一者（あるいは大君）であり、またそうした交易関係は「平和的な」ものとして登場してくるのであった。³⁾そして、この交易関係は、余剰生産物の出現を前提とすると同時に、対外的な交易関係を取り結ぶことが可能なのは唯一者（大君）だけである。さらに、それは唯一者にとっての独自の権限となり、何等かの物をもたらしという意味では、他の共同体と交易できるという権限そのものが社会的な力となってくる。それと同時に、一層重要なことは、このような共同体相互間の交易関係は、いわばそれぞれの共同体が生み出す財貨の量およびその種類の差異によって、共同体の間での経済的な力関係を固定化する傾向を作り出すということである。

ところで、ひとたび共同体間における交易関係が日常的な関係として定着するようになると、共同体間で交易される財貨の相互間において一定の交換比率が自然的に成立してくる。このような交易関係が地域的に拡大してくると、この交易関係で扱われる財貨の量も大きくなり、その種類も多様化してくる。

この交易する財貨量の増大と種類の多様化は、一方で備蓄としての機能を担

う財貨の質量的変転を伴いつつ、大君の欲望体系をも変化させるにいたる。つまり、これまでは、備蓄品として農産物や海産物、それに武器などが中心であったものが、毛皮や琥珀などの地域的に特化した財貨や金、銀、銅、青銅、鉄などの鉱物類(この中には宝石類も含まれるであろう)、あるいは繊維製品、それから諸々の神の彫像(その材質は問わず)をはじめとする工芸品、そして発達した武器などが、まさしく「交換可能性」をもっているということから備蓄の対象物となるのである。それは腐食しないなどという物理的な性質によって、「備蓄物」から「富」へと転化し、多様な富の蓄積はいっそう促進されることになる。

本来、備蓄としての性格に限定されていた共同体の貢納物の種類は、この共同体の地域的な境界を越えて多様化する。また大君のもとにある富は、なお共同体の備蓄としての性格を残しながらも、その排他的な処分権をもつ大君の私的な所有物としての性格を強めてくる。従って、各共同体にたいする供与や恩賜なども減少していくであろう。そうなってくると、何等かの原因で収穫が少なかった場合、個別共同体の中では飢饉が生じ、その共同体の存続が危ぶまれる事態も発生しよう。

また、余剰生産物が貢納量を越えて生み出しうるような個別共同体では、その余剰生産物を大君と交換することも生じる。だが、大君の私的な欲望が拡大し、そして私的に所有するということが大君に許されるような段階においては、新しい事態が生じる。つまり、自己の共同体内部における場合には、大君は他の共同体との交換において確立されているような比率には基づかず、一定の手数料を徴収したような比率において交換するのである。大君がこのような手数料を徴収できるのは、共同体間の交易業務に携わる権限をもっているのは大君だけであり、しかもこの交易自体が「もたらすもの」としての生産であり、そのために大君はそれなりの業務を行う力をもっているからである。

大君に対する貢納の量が一定であり、またそれが増大する場合でさえも、対外的な諸関係(平時であれ、戦時であれ)が拡大するにつれて、私的な兵はもとより武器や食糧などをはじめ、共同体としての、つまり形式的にであれ、整

一体としての祭祀を行うために必要な剰余生産物の量はますます多くなる。それだけに貢納をめぐる個別共同体との矛盾はいっそう強まる。それと同時に、大君は個別共同体と剰余生産物を交換する場合に、その手数料をますます多く取得するようになる。

このようになれば、個別共同体にとっても、共同団体に貢納することがもはや大君の私的な権力の基盤になっていること、貢納物が戦時を除いては個別共同体にとってなんらの意義も役割ももっていないこと、個別共同体の備蓄を行うためには、大君と交換するよりも自らが直接に外部の共同団体と交易したほうが交換比率において有利であるということなどが明らかとなる。かくして、個別共同体においても交易に従事する長が私的な富を備蓄することが可能となり、共同団体を構成している各共同体の相互間においても、さらには共同体内部において各氏族のあいだに私的な富の蓄積が行われるようになる。さらに、共同体内部においてすら交易が行われるようになる。この交易関係の拡大は、逆に私的所有の社会的拡大とその固定化をもたらす。貢納制社会（アジア的生産様式）の基礎をなしていた共同団体の整一的な関係は根底から揺らぎ始める。つまりひとたび私的所有が社会的に拡大し、深化し始めると、それは共同体の基礎をなす直接的な生産過程まで及んでくる。共同体内部における生産の基礎的単位が氏族関係であるとすれば、この私的所有関係はこの氏族関係にまで及んでくるのである。

かくして、共同団体内部における整一体としての社会経済関係は次第に亀裂を生じ始める。つまり、これまで私的所有は大君だけに認められていたのが、個別共同体の長の場合でも認められるようになる。その前提条件としては、この個別共同体の長もまた、対外的な交易に従事する要員、また個別共同体全体の利益をまもる戦力としての要員をもつことが可能とならなければならないし、またそのような要員を確保するだけの富、すなわち剰余生産物を生み出すような生産力のいっそうの発達が必要である。

しかしながら、このように共同団体間における整一的な社会経済関係に亀裂が入りこんできても、大君の暴力装置によって貢納制が維持せられ、個別共

同体がなお形式的な関係としてではありながらも、共同団体にとどまっている限りにおいては、この貢納制社会はなお崩壊するまでには至らない。貢納制社会が崩壊するには、このような整一的な関係が瓦解してしまうという社会的状況が必要なのである。

こうした共同団体の整一的な関係を決定的に瓦解させるのは、私的所有制が社会的な関係として一般化することが必要であるが、それを可能にしたのが家内奴隷の発生でなのである。

では、どのようにして家内奴隷は発生したのであろうか。

この問題については、貢納制社会が崩壊する「下からの道」の論理展開の過程において設定していたことである。つまり、貢納制社会の中で大君にたいして「貢納」できなくなった個別共同体、さらには大君からの「借用」を返済できなくなった個別共同体の処遇をめぐる問題であった。

繰り返して述べておいたように、貢納制社会を存立させている物質的基礎は共同団体を構成している個別共同体からの「貢納」であった。この「貢納」という制度そのものが、大君と個別共同体との矛盾を深めつつあるとき、「貢納」が不可能となるような個別共同体の存在は、大君にとっては富の蓄積に大きな制約条件をもたらすことになる。したがって、この制約条件をどのようにして解決するかが問題となる。

かつては、共同団体としての整一的な社会のもとでは、個別共同体が貢納不能となった場合には、共同団体みずからの問題として処理されていた。整一性としての共同団体が私的所有の発展によって、各共同体を基礎とした統一性へと転化することによって、この貢納が社会的に強制されるようになり、貢納が不可能となった個別共同体の処理をめぐる社会関係も変化するようになる。つまり、大君にたいする「物」の貢納から、物を生みだす労働力としての「人」の貢納への転化である。個別共同体にとっての余剰生産物の貢納から、個別共同体にとっての過剰な「人」の貢納への転化である。

この場合に考慮しておかやばならないのは、個別共同体を構成する一部の個人が貢納されるのではなく、個別共同体、つまり一つの氏族全体が「貢納物」

として、大君に貢納されるのである。これは大君が統一体である種族共同体の長であり、貢納物を収納する権利の暴力的行使を伴うものである。

このような武力装置の行使によって、国家は「内外に向かったの」関係において、つまり十全な形において歴史の発展過程で確立するのである。

「貢納物」として、大君に収納された人々はもはや「共同体」の構成員ではない。それどころか、個別共同体として社会的存在が認められなくなり、たんなる「物」として大君によって処理されるようになる。もっと具体的にいえば、この個別共同体は剰余生産物を貢納が出来ないということが明確になった以上、もはや個別共同体が整一体的社会関係の中で独自に物質的再生産を行なうことは許されない。したがって、かかる個別共同体は単に社会的な生活体として認められないだけでなく、その構成員の人格についても社会的に認められなくなるのである。

このような人格を喪失した人的範疇は「奴隷」である。つまり、奴隷の発生史は、共同体において構成員をなしている個別共同体が貢納不可能になることに求められるのである。

貢納制社会の初期的段階においては、この貢納不可能な個別共同体の処理も、いわば剰余生産物にみあった生産行為を行えば、再び独自の人格をもった共同体として社会的に復帰できたかもしれない。その意味からいえば「期限付きの」奴隷であったかもしれない。だが、この「期限」という問題は、あくまでも剰余生産物を上納できる可能性があつたことであつて、もし貢納不可能な個別共同体が「土地」から分離されるならば、もはや「期限」は無意味となり、不必要となる。かくして、奴隷としての「物的」性格は、共同体成員の生涯にたることになる。これは共同体内部から発生する「家内奴隷」である。つまり私的所有の発展は、大君による「物」の排他的処分から、大君による「人」の排他的処分にまで拡大される。それと同時に、「人」の排他的処分は、「土地」から「人」を分離させることになり、かつ個別共同体との関係がなくなった「土地」についても、大君は排他的に処分するようになる。私的所有は「動産」から「人」へ、そして「人」から「不動産」に及ぶことになる。かくして

土地の私的所有制度が発生する。

それと同時に、これまでは、大君だけの私的所有であったものが、各氏族共同体の長に拡がり、この氏族共同体の長は、みずからの共同体の生産物だけでなく、その成員および土地についても私的に処分するようになる。

このようにして、種族共同体としての、社会的整一体としての貢納制社会（アジア的生産様式）は崩壊し、各氏族共同体を基本的な構成員とする社会的統一体としての奴隸制社会へと転化し始めるのである。換言すれば、家内奴隸制の発生をもって、奴隸的生産様式が発生してくる最初の段階とみるのである。

（五） アジア的生産様式の崩壊と奴隸制社会の登場

個別共同体の内部における家内奴隸の発生は、新しい生産関係を生み出す。それはまず第一に、個別共同体内部における共同体成員と奴隸との階級的分裂である。

これまでの貢納制社会（アジア的生産様式）のもとでは、大君である唯一者だけが共同体の長として、整一体である共同体の行動と貢納物を私的に処分する権限をもっていた。つまり、貢納制社会は大君を頂点とした階級社会の端緒形態ではあったとはいうものの、支配階級の実体は大君だけであり、いわば唯一者（その近衛兵や書記・高級僧侶を含む）だけであったのである。したがって、この貢納制社会を奴隸社会として規定するのは、科学的には誤っている。なぜなら、この社会では、支配階級という場合の「階級」が唯一者だけに限定されていたからである。簡単にいえば、「支配者」はあったが、「支配階級」が存在しない社会構成体であったからである。

ここに「総体的奴隸制」という社会構成体の特殊性があるのであり、「支配者」を除く残余の共同体成員が「総体として」奴隸的な存在であったとみなしうるということだけにすぎない。換言すれば、共同体相互間において、また共同体内部においては「奴隸」は存在していなかったのである。従って問題は、私的所有が社会的に発展して上記のような貢納制社会が崩壊し、「奴隸」が共同体の内部において、また共同体の内部においても存在するような社会がど

のようにして形成されてくるのかという点にあったのである。

さて、このような貢納制社会にあっては、その社会の圧倒的部分を占める共同体成員は、余剰労働力を含めて、余剰生産物を貢納することがこの社会の物質的な存立基盤をなしていた。この余剰労働力の貢納が社会的な強制力をもつに至ったのは、単に大君の暴力装置だけによるものではなく、共同団体の守護神の威光が大君の権力と結びついていたからである。

しかしながら、生産力の発展と交易形態の発展をともなって、私的所有が大君だけでなく、個別共同体の長にまで社会的に認められるようになると、債務奴隷は大君のもとにも、また有力な共同体の内部においても現れるようになる。そして、この「奴隷」はもはや「貢納物」の具体的現象としての余剰労働力としてではなく、共同体が自由に処分できる「物」として、また生産過程における一要因（労働力）として取り扱われるようになる。

共同体内部においてこのような生産関係ができあがってくると、共同団体がこれまでにとってきた対外的な関係も変化してくるようになる。すなわち、これまでは戦勝の結果として得られた「捕虜」は、共同体成員とひとしく人格をもった「兄弟」として共同団体の内部に編入されていた。またその主要な生産手段である土地と切り離されることもなかった。しかし、ひとたび共同団体の内部において、土地と切り離された「奴隷」が存在するようになれば、これまでの「捕虜」もその土地から切り離され、「物」として取り扱われるようになる。つまり、「戦闘」という生産行為の結果として生み出された「生産物」へと転化する⁴⁾のである。これが内部奴隷（債務奴隷）とは区別された外部奴隷の発生なのである。

かくして、ひとしく共同体をその基礎としながらも、もはや整一的な社会関係は崩壊し、統一的な社会として奴隷制生産様式が登場してくるのである。そこでは、唯一者（大君）にたいする貢納制はなくなる。それに替わって、各個別共同体の統一体としての上部組織が支配階級の暴力装置として、つまり国家として内外的にその機能を発揮するようになる。私的所有は各共同体の内部まで浸透していくようになる。各共同体の占有地であったものが、各共同体の

長による私的な所有地へと転化を始め、奴隷を使つての生産が支配的となってくる。さらには共同体内部においても「奴隷」へと転落する関係が生じてくる。共同団体の債務奴隷、外部的関係(捕虜)による奴隷、そして共同体内部から発生する債務奴隷(家内奴隷)など、多様な形態での奴隷の発生が社会的にみて一般的となってくる。こうして、被支配階級である「奴隷」が生産過程における主要な担い手となり、その奴隷が作りだす剰余生産物を物質的基礎として存立する「奴隷所有者」階級が社会的に成立するにいたる。かくして、経済的社会構成体は、貢納制生産様式から奴隷制生産様式へと移行していくことになるのである。

- 1) 拙稿「アジア的生产様式の基本的構造について」、『立命館経済学』、第23巻第2号、昭和44年、35ページ。
- 2) 同上論文、35～36ページ。
- 3) この点についてマルクスは、次のように述べている。「生産物の余剰のみが商品に転化され、しかも一部分は国家の手によって初めて転化される。」(岩波文庫版『資本論』、第一巻第三分冊、83ページ、昭和44年)
- 4) マルクスは『資本論』の第三巻の中で、ランゲの『民法の理論』(1767年、ロンドン)から「国土を征服した後には、征服者にとって次になすべきことは、単に、人間をも獲得することであった」と引用している。(岩波文庫版『資本論』、第十分冊、299ページ)また、みずからも『経済学批判要綱』の中で「もし人間自身が土地の有機的付属物として、土地といっしょに征服されるとすれば、人間は生産条件の一つとして一括征服されることになり……」(高木幸二郎監訳、第三分冊、425ページ)と述べている。